

- ・民事訴訟費用等に関する法律別表
目的請求額の 千分の10〜2円
金額の不明は 8200円
- ・果実、賠償は 無料
- ・民事訴訟法23条2項
- 同法 420条 3000円
- 誰でも記録の閲覧 150円

林檎は君がもっている
人に聞いてもノー” ”

禁止の鏡をよくみると
記念さつえい グー” ” ▼



民事と刑事 は背中あわせ
民事訴訟法186条 警察 私人
党への調査の依頼 形式は自由、
究明する作業には、時効がない
証拠の保全裁判は、 300円

- ・隠す避ける ぎもう
- ・不実記載は ぎもう
- ・価値操作は ぎもう
- ・誤信誘導は ぎもう
- ・人情詐術は ぎもう
- ・まかせ玉の ぎもう
- ・たらい回し ぎもう
- ・なすり庇い ぎもう

イ 騙されなくても、未遂罪である
口 賠償、借金は逃れる詐欺もある
▲ 刑事訴訟法239条2項あり
公務の居眠りは、連続の現行犯



東京都渋谷区千駄ヶ谷4の26の7

日本共産党中央委員会御中

不 破 折 日 二 二 様 係

始めまして、私は渡邊利子と申します。

今迄、東京地方裁判所、裏金審理は習慣なのでしょうか。

お手数ですが、裁判官の忌避など、目を通して下さいませ。

訴訟のフリして詐欺する裁判所と弁護士たちは、その正体を明らかにしました！

憲法第七六条三項にある。すべての裁判官は、その良心に従い独立して、職務を行い、憲法と法律に拘束されるとあるが？

やはり裏金次第で、法文は解釈しだい立法やり放題でした！

そうなると、日本共産党に、本件裁判官の忌避、却下の決定も裏金行為の奨励である。との凡例並びに、大公表の宣言を求める次第であります。

敬具

草加 ◆◆◆◆◆

渡 ◆ 利 子

秀 雄
一



裁判官の忌避

題名

平成八年ワ三一九号事件及び、平成八年ワ一四一五一号共有物分割請求事件につき、小久保裁判官を忌避するとの裁判を求める。

原告と疎明

私は原告として、ワ三一九号事件を平成八年一月一日提起し34部で審理中平成八年五月三〇日準備書面で被告は抗弁にならない主張をする。

六月二八日書記官室 被告怪しい資料を出し七月二三日には、訴訟で詐欺スルを起す。

七月三〇日書記官室で私は手にする。これが、ワ一四一五一号事件であり、越谷 敦モウ調停を上塗るものでもあった。

（ワ三一九号事件 乙第三号証の一、二）
民事訴訟法231条二重訴禁止でもあった。詐欺幫助する同裁判官と被告の間に、

違法な取引が、あったと思われる。

密室、時間無制限、桜傍聴人の中は否、書面のやりとりが清潔を旨とす。

差出人 ◆◆◆草加◆◆◆
平成九年三月26日 渡 ◆◆◆利子◆◆◆



東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番四号
東京地方裁判所民事受付御中

郵便局

300	1	
郵便局	郵便局	郵便局



この郵便物は平成9年3月26日
第134-11-13965-2号
書留内容証明郵便物として差し
出したことを証明します。
草加郵便局長

